平成２４年（フ）第１４９号
青森県弘前市大字田町４丁目14番地６
破産者　小泉　直子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６２０号
福島県郡山市赤木町20番10号　サンライズ赤木302号、開始決定時の住所仙台市太白区八木山香澄町２番10―505号
破産者　新國也守人
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目８番地の２
破産者　及川　　勉
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘２丁目６番５号
破産者　和泉　宣敏
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
秋田市仁井田二ツ屋２丁目９番43号　コーポラス志佳２Ａ号、前住所秋田市楢山城南新町５番１号
破産者　細井由美子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３号
群馬県太田市成塚町150番地373
破産者　石原　眞介
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８５号
神奈川県厚木市三田3769番地　グリーンヒルズトーワ306
破産者　太田　次郎
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７号
神奈川県平塚市片岡1183番地の18、住民票上の住所神奈川県伊勢原市東大竹１丁目13番地の１　エスポワール平田402号
破産者　大石　貴彦
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３号
富山市若竹町４丁目55番地
破産者　林　　信夫
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
富山市粟島町２丁目10番17―107号　カントリーホーム粟島、破産手続開始決定時の住所富山市水橋肘崎54番地２
破産者　井口　　勉
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
長野市中曽根2142番地10
破産者　徳武さと美
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
長野県松本市波田5981番地　Ｈ・Ｆｌｅｎｓｉａ204
破産者　西牧　優樹
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４７号
岡山県津山市小原160―１、破産手続開始時の住所岡山県津山市上高倉539番地
破産者　水島　洋一
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５０号
岡山県津山市河辺1305番地１、破産手続開始時の住所岡山県津山市河辺665番地１
破産者　中塚　碩於
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第８３号
岡山県津山市河辺1305番地１、破産手続開始時の住所岡山県津山市河辺665番地１
破産者　中塚　和美
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６０８号
広島県廿日市市佐方１丁目13番12号、開始決定時の住所広島市佐伯区三筋２丁目７番41―405号
破産者　地後　倫也
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９４号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1032番地４
破産者　吉弘　利雄
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部